

令和8年度住まいの省エネ促進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、住まいの省エネ促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 国補助金 (削除)

第3 補助対象者の要件

- 1 要綱第5条第2項に定める要件は、次の各号を全て満たす者とする。
 - (1) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること
 - (2) 申請時において、全ての県税に未納がないこと
- 2 要綱第7条第2項に定める要件は、補助対象となる住宅に居住する世帯が令和8年4月1日時点において、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 18歳未満の子を有する世帯
 - (2) 夫婦のいずれかが39歳以下である世帯

第4 補助対象事業の要件

- 1 要綱第6条第2項に定める要件は、次の各号に全て適合するものとする。
 - (1) 過去に省エネ補助金の交付を受けていないこと。
 - (2) 石川県が認定するゼロエネ住宅アドバイザー（認定される見込みの者も含む）による設計及び工事監理の監修のもとで行っていること。
 - (3) 検査済証の交付日が令和8年4月1日以降であること。
 - (4) 要綱第6条第1項第1号において、電源の再生可能エネルギー割合が100%である買電契約をすることで要件を満たす場合は、当該買電契約を5年間継続すること。

第5 補助金の額 (削除)

第6 申請方法等

- 1 要綱第8条第1項に定める期限は、検査済証の交付後（新築建売住宅の場合は、引渡し後）30日以内若しくは令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

ただし、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事と協議し、その指示に従うものとする。

なお、提出先は以下の通りとする。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

- 2 要綱第8条第1項に定める必要書類は、以下のとおりとする。

- | |
|---------------------------------|
| ① 補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号） |
| ② 補助対象となる住宅に居住する者の住民票の写し（世帯全員分） |

※法人による申請の場合は、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）の写しも添付すること。
③ 注文住宅の新築の場合：工事請負契約書の写し 新築建売住宅の購入の場合：売買契約書の写し
④ BELS 評価書 ※補助要件となる断熱等性能等級・一次エネルギー消費量の削減率を満たすもの ※ZEHではない長期優良住宅の場合は、添付を要しない。
⑤ 長期優良住宅の場合：長期優良住宅認定通知書の写し
⑥ 検査済証の写し ※新築建売住宅の購入の場合は、引渡し日が分かるものも添付すること。
⑦ ZEH以外の場合：買電契約内容の分かるもの ※「長期優良住宅」の区分で申請する場合は、添付を要しない。
⑧ 債権者登録申出書
⑨ 振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー
⑩ その他知事が必要と認める書類

第7 交付の決定及び額の確定

- 1 要綱第9条第1項に定める通知は、注文住宅の新築で、補助対象者が法人又は個人事業主の場合、施主に対しても通知するものとする。

第8 補助金の返還

- 1 要綱第12条第1項に定める期限は、納付書に記載された期日とする。

第9 処分の制限

- 1 要綱第15条第1項に定める処分制限期間は、10年間とする。

第10 雑則

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月1日から施行する。